

## 質 問 回 答

2018年6月4日

### ヤンゴン都市開発管理プロジェクト

( 公示日 : 2018 年 5 月 23 日 / 公示番号 : 180125 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下の通りです。

番号	当該頁項目	質問	回答
1.	P6( 5 )カウンターパートのオーナーシップの確保 および P7( 9 ) 現地再委託について	本プロジェクト実施にあたるカウンターパートの日当・宿泊費、交通費等にかかる経費は相手側政府負担という理解でよろしいでしょうか。 2018 年 2 月に交わされた合意文書( 以下、「M/D」とする。 ) では上記費用の負担者に関して明言されていないと理解しております。	本業務においては、業務対象地域内の活動を想定しています。そのため、カウンターパートの出張等もヤンゴン管区内の日帰りを想定しており宿泊費は発生しません。また、日当、交通費は相手側政府負担となります。
2.	P7( 3 ) インセプションレポートの説明協議 および P9( 7 ) 合同調整委員会( JCC ) の開催支援	コンサルタントは本プロジェクトが開催する JCC に出席することとなり、JCC 開催に必要な経費( 会場費、資料作成費、日当・宿泊等 ) は本プロジェクトによるものとし、コンサルタントの調査費用には含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	本業務は YRG/YCDC を対象にしており、JCC は YCDC 会議室で実施することを想定しています。そのため、会場費、日当・宿泊費等は基本的に生じないと考えています。従い、本コンサルタントの費用に含まないという理解で問題ありません。 一方、JCC において進捗報告等はコンサルタント業務に含まれますので、必要に応じ資料作成費は計上下さい。
3.	P9( 8 ) 本邦研修の実施支援	研修先として想定されているものがすでにございましたら、ご教示願います。	プロポーザルの作成に当たっては、研修先は、首都圏及び福岡市を想定していますが、その他地域での提案を妨げるものではありません。

4.	コンサルタントチームの位置づけ	<p>業務指示書 P4 の図表では本コンサルタント業務のプロジェクトメンバーはコンサルタントチームと命名されています。</p> <p>一方で、2018 年 2 月に交わされた M/D の Annex 2 Project Design Matrix Version 0 にはコンサルタントチームの明記がありません。</p> <p>これを受けて、M/D の「14 . Undertakings by YRG/YCDC」はコンサルタントチームも対象となるか、ご教示願います。</p>	14. Undertakings by YRG/YCDC に記載のある特権免除については、コンサルタントチームは対象外となります。
5	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項</p> <p>事項 2 . 業務の概要</p> <p>(1)プロジェクトの概要概要</p> <p>4)業務対象地域</p>	<p>「ヤンゴン地域 ( 外環道路の内側の YCDC 管轄範囲 : 約 1,500 km<sup>2</sup> ) 」との記載がありますが、本業務の対象範囲は、参考資料の YUTRA の報告書に示された ( 1-2 ページ目 ) 「ヤンゴン都市圏、ヤンゴン市を中心とした周辺タウンシップ ( Thalyin, Hmawbi, Helgu, Htantabin, Twantay, Kyauktan ) の一部を含めた地域」という理解でよろしいでしょうか?</p> <p>YUTRA の対象地域 : 1,500 k m<sup>2</sup></p> <p>このうち YCDC エリア : 約 860 km<sup>2</sup></p>	<p>本事業の対象地域は、外環道路の内側の YCDC 管轄範囲となりますので、面積は 800km<sup>2</sup> 程度になります。</p> <p>「ヤンゴン地域 ( 外環道路の内側の YCDC 管轄範囲 : 約 1,500 km<sup>2</sup> ) 」の約 1,500km<sup>2</sup> は誤りです。</p>
6	<p>業務指示書 ( 第 2 業務の目的・内容に関する事項 )</p> <p>5 ページ目</p> <p>4 ) GIS に関する留意点</p> <p>1 )ヤンゴンマッピングプロジェクト成果品の活用</p>	<p>標記案件では、現在実施中の「ヤンゴンマッピングプロジェクト」で作成されるデジタル地形図データを活用しますが、上記案件のこれまでの現況と今後のスケジュール、並びに、地区ごとのデジタル地形図データの完成時期も併せてご教示頂ければ幸いです。</p>	<p>これまでは概ねスケジュール通りに進んでおり、第 1 回目対象範囲 ( 300km<sup>2</sup> ) の引き渡しは 5 月末、その後月 1 回 300km<sup>2</sup> ずつ引き渡し、第 5 回目の引き渡しが 9 月末の見込みです。</p> <p>なお、これら引き渡された地図は、YCDC による品質チェックを受けますが、その承認には一定の時間を要することが予想されます。</p> <p>そのため、本業務は承認前の地図を用いて作</p>

			業を先行させることを想定しています。
7	<p>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」別紙資料2</p> <p>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力：</p> <p>1) 類似業務の経験</p>	<p>貴機構「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別紙資料2では、「コンサルタント等の法人としての経験・能力」の「類似業務の経験」の評価においては、「JICA、国際機関、国内機関からの受注業務を海外・国内を含め総合的に評価する」と記載されております。今回、応札を予定している企業は、過去受注者ではなく、発注者として本件の類似業務を実施しておりますが、係る経験は評価上問題がございますでしょうか。</p>	<p>類似業務の発注者としての経験が本案件の実施に当たり有用であることを説明してください。</p>

以上